

令和6年

東松島市教育委員会12月定例会会議録

東松島市教育委員会

令和6年東松島市教育委員会12月定例会会議録

- 1 招集日時 令和6年12月25日(金) 午後1時30分
- 2 招集場所 東松島市役所 3階 第3委員会室
- 3 出席者 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 鹿野 あい子
委員 福田 ゆかり 委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 山縣 健
学校教育官理監 渥美 眞佐男
教育総務課長 樋熊 利将
教育総務課長補佐 千葉 純一
教育総務課教育総務係長 菅原 小百合
生涯学習課長 五ノ井 勝浩
- 6 議事日程 配布資料のとおり
- 7 本委員会書記 教育総務課長補佐 千葉 純一
- 8 開 会 午後1時28分
- 9 会議録署名委員の指名
教 育 長 木村委員、松岡委員を指名する。
- 10 前回会議録の承認
教 育 長 (委員全員に諮って)承認する。
- 11 報 告
 - (1) 教育行政報告
教 育 部 長 (教育行政報告一覧表等に基づき説明)
(質 疑) (質疑なし)
 - (2) 事務局報告事項
教育総務課長 12月2日、標準学力調査が実施された。
12月8日、全国学校給食甲子園決勝大会が行われ、宮城県内では初となる東北・北海道代表として本市学校給食センターが会場に出場し、1051団体が応募した中で、12団体が決勝大会に進み、本市給食センターが優秀賞を受賞した。実質的には6～7位であった。
12月10日、志教育講演会が矢本二中を会場に開催された。
12月14日、矢本西市民センターを会場にイングリッシュキャンプが開催された。
 - 生涯学習課長 11月25日、市内小学校3校とウエルネス高校において、ふるさと大使の鹿嶋静氏によるミニ演奏会が行われた。
11月30日～12月1日、CBS少年軟式野球6年生東北大会が鷹来の森運動公園で開催された。山形県を除く東北の各県から28チームが参加した。上位3チームが

全国大会に出場する。

1 2 月 1 日、石巻地区青年文化祭が女川町で開催され、本市からジュニアリーダー 3 人が参加した。

1 2 月 1 日、歴史探訪バスツアーを開催し、陸前高田市、大船渡市の博物館等を見学した。2 4 人が参加した。

12 議 事

承認第 11 号 専決処分した事件（令和 6 年度一般会計補正予算（第 6 号及び 7 号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について

教育総務課長 専決処分した事件（令和 6 年度一般会計補正予算（第 6 号及び 7 号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について御説明申し上げます。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 1 項及び教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年東松島市教育委員会規則第 6 号）第 4 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第 2 5 条第 3 項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

（承認第 11 号関係資料に基づき説明）

生涯学習課長 （承認第 11 号関係資料に基づき説明）

木 村 委 員 ネットワークの不具合があったとのことだがそれによって授業に支障はなかったか。

教育総務課長 不具合ではなく、GIGA 端末の更新に伴い補助要件となっている通信速度に届いていなかったということで、特に授業等に支障が出るものではない。

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

承認第 12 号 専決処分した事件（東松島市社会体育施設条例の一部を改正する条例について）の承認について

生涯学習課長 専決処分した事件（東松島市社会体育施設条例の一部を改正する条例について）の承認について御説明申し上げます。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 1 項及び教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年東松島市教育委員会規則第 6 号）第 4 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第 2 5 条第 3 項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

（承認第 12 号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ） （質疑なし）

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

承認第 13 号 専決処分した事件（東松島市社会体育施設の指定管理者の指定について）の承認について

生涯学習課長 専決処分した事件（東松島市社会体育施設の指定管理者の指定について）の承認について御説明申し上げます。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 1 項及び教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年東松島市教育委員会規則第 6 号）第 4 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第 2 5 条第 3 項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

（承認第 13 号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ） （質疑なし）

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

承認第 14 号 専決処分した事件（職員の人事）の承認について

教育総務課長 専決処分した事件（職員の人事）の承認について御説明申し上げます。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項及び教育長に対する事務委任規則（平成 17 年東松島市教育委員会規則第 6 号）第 4 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第 25 条第 3 項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

（承認第 14 号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ） （質疑なし）

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

議案第 34 号 東松島市社会体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

生涯学習課長 東松島市社会体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について御説明申し上げます。本規則は、令和 6 年 12 月 4 日付けで東松島市議会の議決を受け、公布された東松島市社会体育施設条例の一部を改正する条例において、当該改正条例議案の上程時点では、矢本運動公園体育館及び奥松島運動公園多目的グラウンド管理棟それぞれの供用開始日が未定であったために施行期日を「公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において、各規定につき規則で定める」こととしていた。

このような中、今般矢本運動公園体育館については令和 7 年 2 月 15 日、奥松島運動公園多目的グラウンド管理棟については同年 1 月 15 日に供用開始可能となったことを受け、それぞれの改正規定に関する施行期日をそれぞれの施設の供用開始日とし、今回制定するものである。

（議案第 34 号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ） （質疑なし）

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

13 閉 会 午後 1 時 55 分

令和 7 年 1 月 21 日

署名委員

署名委員